

感染者・濃厚接触者の自宅待機（出席停止）期間の取扱いについて

平素は本市教育の推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度のコロナ感染者急増に伴い、保健所における処理が追いつかず、軽症・無症状及び濃厚接触者に対して具体的な指示が出ない状況にあります。そこで、市立学校園所における出席停止の取扱いについて、兵庫県感染症対策室の方針を参考に、以下のことを新たに加えさせていただきます。各ご家庭におかれまして、引き続き登校前の健康観察等、感染症対策にご理解ご協力願います。

自宅待機（出席停止）期間の取扱いについて

● 幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合

保健所から指示がある場合は、指示に従う。

保健所からの指示がない場合、

・有症状の場合・・・発症日から10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間を経過するまで

	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
有症状 児童 Aさん	有症状				無症状 0日目	1日目	2日目	3日目					
	出席停止											登校可	
有症状 児童 Bさん	有症状								無症状 0日目	1日目	2日目	3日目	
	出席停止												登校可

症状が消失した日より登校可能日が異なる。

・無症状の場合・・・検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで

	0日目 (検査日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状 児童	無症状								
	出席停止								登校可

7日間の自宅待機（出席停止）期間中に、症状が現れた場合は、症状が現れた日を発症日とし、上記「有症状の場合」を参照。

10日目までは健康観察を実施

市立学校園所在籍幼児児童生徒が陽性と判明した場合は、発症日の2日前まで登校園所していない場合を除き、原則として、最終登校園所日翌日から起算して7日間を学級閉鎖とします。

● 幼児児童生徒が、濃厚接触者（別紙1参照）になった場合

保健所から指示がある場合は、指示に従う。

保健所からの指示がない場合、

・陽性者と最後に会った日（陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」）の翌日から7日間を経過するまで

同居のご家族が陽性者となった場合は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。

	0日目 (最終接触日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状 児童	無症状								
	出席停止								登校可

10日目までは健康観察を実施

発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～

